

公立大学法人島根県立大学けんだい協力サポーター設置要綱

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、公立大学法人島根県立大学(以下「本学」という。)けんだい協力サポーター(以下「サポーター」という。)について必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 サポーターは、本学と強い関わりをもち、地域活動、大学行事への協力や各種情報のPR等を行っていただける個人または団体を対象に、教職員からの推薦により、理事長が委嘱する。

(任期)

第3条 サポーターの任期は設けない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) サポーターから辞任の申出があったとき。
- (2) サポーターとして、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため、活動を行うことができないとき。

(報酬)

第4条 サポーターに対する報酬は、支給しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(事務)

第5条 サポーターに関する事務は、企画調整室において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。